

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.51）
（検証対象期間：令和6年（2024年）10月1日～令和7年（2025年）3月31日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和6年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

①設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

②病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組まれている。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～3月に合計637件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第71回専門部会(令和6年(2024年)10月31日開催)で述べられた主な意見

- ・ ゆりかごの扉の外に設置された、「ピヨカード」の取組については、父母の直筆で書かれたものが残ることで、出自を知りたいと思った時に有効なものとなり得る。
- ・ 母親に対するフォローは病院だけで出来ることは限られているので、行政と連携して支援出来るシステムが望ましい。ゆりかごに預け入れた後の支援が難しいのであれば、ゆりかごに預け入れる前に、妊娠中からの女性たちの支援ができるとよい。
- ・ 望まぬ妊娠については、学校や産婦人科からの一方的な性教育でなく、自分たちで考える取組が若い世代には大事なことである。

○第72回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

・ 開催日時：令和7年(2025年)4月23日(水)9:30～

(委員名簿)

氏 名	役 職	備考(分野)
安部 計彦	日本児童相談業務評価機関 代表理事	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
堀 浄信	熊本県養護協議会 会長	社会的養護
岩井 正憲	宮崎県立延岡病院 小児科部長	小児科
遊亀 誠二	益城病院 精神科医師	精神科